

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：令和4年1月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和3年12月度)

対象期間：令和3年12月1日～令和3年12月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	3.10 (t /月)
廃油	3.33 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	106.4 (t /月)
紙くず	33.16 (t /月)
木くず	49.00 (t /月)
繊維くず	13.76 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規一十二条の七の二-ロ、規一十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	令和3年12月29日	令和3年12月29日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	803	136		別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和3年12月29日	令和3年12月1日～29日

排ガスの測定結果[規一十二条の七の二-ニ、規一十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上								
採取位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1								
採取した年月日	令和2年11月19日	令和3年2月2日								
測定結果が得られた日	令和2年12月23日	令和3年2月12日								
ダイオキシン類※3	3.5									
ばい煙量又はばい煙濃度※3	<table border="1"> <tr> <td>硫酸化物</td> <td>10未満 (ppm)※5</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.002未満 (g/m³)※5</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>34 (mg/m³)※5</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>31 (ppm)※5</td> </tr> </table>		硫酸化物	10未満 (ppm)※5	ばいじん	0.002未満 (g/m³)※5	塩化水素	34 (mg/m³)※5	窒素酸化物	31 (ppm)※5
硫酸化物	10未満 (ppm)※5									
ばいじん	0.002未満 (g/m³)※5									
塩化水素	34 (mg/m³)※5									
窒素酸化物	31 (ppm)※5									

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。